



# 熊本県公報

第13396号  
令和7年(2025年)  
1月7日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更…………… (森林保全課) 1
- 鳥獣捕獲等事業の変更…………… (自然保護課) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(棚底加入区) …… (団体支援課) 2
- 鳥獣捕獲等事業の変更…………… (自然保護課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 令和6年能登半島地震に係る「県税に関する期限の延長」の延長期限の指定…………… (税務課) 3

### 公 告

- 令和7年度(2025年度)治山林道事業における測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査…………… (技術管理課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 5
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… ( " ) 10
- 牛深漁港漁港施設用地における水産加工事業者の募集…………… (漁港漁場整備課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 13

### 登 載 依 頼

- 令和6年度(2024年度)有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会(有明地域健康危機管理推進会議)の開催…………… (有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 13

## 告 示

### 熊本県告示第1号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和7年(2025年)1月7日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第2号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。  
令和7年(2025年)1月7日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称及び住所  
株式会社 九州自然環境研究所  
熊本市北区龍田四丁目30番45号
- 2 代表者の氏名

- 3 中園 朝子  
変更の内容  
捕獲従事者に係る変更  
変更前 23名  
変更後 18名
- 4 変更年月日  
令和6年(2024年)12月23日

**熊本県告示第3号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和7年（2025年）1月7日から令和7年（2025年）1月21日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年（2025年）1月7日

熊本県知事 木 村 敬

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第 1項の申出をす る漁業協同組合	縦覧場所
棚底加入区	天草市倉岳町棚底1956番地9 松本 茂一 天草市倉岳町棚底2470番地 中本 厚生 天草市倉岳町棚底1956番地16 松本 一徳	倉岳町漁業協同 組合	倉岳町漁業 協同組合

**熊本県告示第4号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）1月7日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称及び住所  
一般社団法人 熊本県猟友会  
熊本市東区錦ヶ丘5-27
- 2 代表者の氏名  
高橋 重徳
- 3 変更の内容  
捕獲従事者に係る変更  
変更前 10名  
変更後 26名
- 4 変更年月日  
令和6年(2024年)12月23日

**熊本県告示第5号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年（2025年）1月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる 事務所の所在地及び代 表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
わかちあい共生 玉名市上小田371番地	特定非営利活動法人地 域たすけあいの会 玉名市上小田371番 地	就労継続支援A 型	令和6年(2 024年)1 2月31日

本郷 秀和

熊本県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年（2025年）1月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）1月7日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町中津道字中道 884番4地先から 同所 930番地先まで	170.8	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）1月9日

熊本県告示第7号

令和6年能登半島地震に係る県税の申告・納付等の期限の延長（令和6年熊本県告示第75号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所又は事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来する県民税、事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税について、同月31日とする。

令和7年（2025年）1月7日

熊本県知事 木村 敬

県名	指定地域
石川県	七尾市及び羽咋郡志賀町

公 告

熊本県公告第1号

令和7年度（2025年度）において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

令和7年（2025年）1月7日

熊本県知事 木村 敬

1 対象者

令和7年度（2025年度）の熊本県土木部監理課に登録された熊本県入札参加者資格を有する者又は当該資格を有する見込みのある者であつて、別表に定めるものであること。ただし、令和6年度（2024年度）及び令和7年度（2025年度）治山・林道事業測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査（令和6年（2024年）熊本県公告第3号）における指名希望者以外の新規の指名希望者又は業務追加を希望する指名希望者とする。

2 提出書類及び部数

	提出書類	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第1号様式）	1部
2	技術者経歴書（別記第2号様式から4号様式まで）	1部
3	測量・設計等実績調書（別記第5号様式）	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

3 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

4 提出期限

公告の日から令和7年（2025年）2月14日までとする。  
（郵送の場合は、令和7年（2025年）2月14日消印有効）

5 提出先

(1) 持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農

(2) 郵送の場合 林水産部農村振興局技術管理課  
〒862-8570 (県庁専用郵便番号)  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術管理課

6 結果通知  
1の対象者に該当するか否かについては、令和7年(2025年)3月31日までに文書で通知する。

7 問合せ先  
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話096-333-2467

8 その他  
様式については、県庁ホームページから入手すること。

別表 技術者該当区分

(1) 地質・土質調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
地質調査技師 同等以上	<p>当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 技術士の登録(総合技術監理部門(選択科目:森林-森林土)又は森林部門(選択科目:森林土木))を受けた者</p> <p>2 博士(森林土木に該当する部門)</p> <p>3 R C C Mの登録(森林土木部門)を受けた者</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に規定する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上であるもの</p> <p>(2) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に規定する専門学校を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上であるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)を有する者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上であるもの</p>

(2) 測量業務等

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上である者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上である者

(3) 設計業務等

技術者の名称	技 術 経 歴
主任技師 同等以上	<p>当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 技術士の登録(総合技術監理部門(選択科目:森林-森林土木)又は森林部門(選択科目:森林土木))を受けた者</p> <p>2 博士(森林土木に該当する部門)</p> <p>3 R C C Mの登録(森林土木部門)を受けた者</p> <p>4 林業技士の登録(森林土木部門)を受けた者</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に規定する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上であるもの</p> <p>(2) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上であるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)を有する者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上であるもの</p>

(4) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	1 技術士(森林部門(選択科目:森林土木))の登録を受けた者

(技師A)	<p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に規定する大学を卒業した者(以下この表において「大学卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上であるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校を卒業した者(以下この表において「専門学校卒業生」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上であるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「高等学校卒業生」という。)を有する者(以下この表において「高等学校卒業生」という。)であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上であるもの</p> <p>ただし、上記2の(1)から(5)において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上であるものに限る。</p>
現場技術員 (技師C)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上であるもの</p> <p>(2) 大学卒業生であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上であるもの</p> <p>(3) 専門学校卒業生であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上であるもの</p> <p>(4) 高等学校卒業生であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上であるもの</p> <p>ただし、(1)から(4)において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上であるものに限る。</p>
現場技術員 (技術員)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得したもの</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上であるもの又はこれと同程度以上の知識及び技術を有するもの</p>

なお、治山事業関係の申請の内、上表の(2)測量業務等及び(3)設計業務等については、森林土木部門の従事期間に加えて砂防部門の従事期間も確認する。

**熊本県公告第2号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)1月7日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字小合志原3828番3  
442.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市南区流通団地一丁目56番地  
株式会社ファーマダイワ

**熊本県公告第3号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)1月7日

熊本県知事 木村 敬

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
宮崎 泉	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原401ほか 5筆
宮崎 文雄	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田582-3
渡邊 俊裕	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字榎鶴547
河津 亀鶴	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原456-1 ほか4筆
宮崎 丸男	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田582-4
宮崎 春幸	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原407
今村 良子 外2名	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本203- 1
今村 良子 (亡) 宮崎 ハツヨ	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田706-3
坂田 菊美	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字五反田765- 2
渡邊 ヤヨイ 外1名	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田703-1 ほか3筆
成田 清光 (亡) 成田 安人	菊池市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字五反田818- 1ほか1筆
宮崎 晴夫 (亡) 宮崎 政光	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田652
阿部 節生	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本200- 2ほか8筆
阿部 竹史	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原397-1 ほか8筆
阿部 愛子	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本203- 3ほか2筆
井野 清也	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田629-2 ほか5筆
井野 修三	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原404ほか 3筆
宮崎 勉	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原450-3 ほか2筆
宮崎 健幸	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原437-1 ほか15筆
宮崎 達男	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原446-1 ほか2筆
後藤 光昭	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原428-2 ほか1筆
江藤 幸紀	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原392-1 ほか5筆
荒木 作子	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原408ほか 3筆

荒木 秀孝	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本209-1ほか1筆
荒木 瑞治	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本162-1ほか9筆
山本 眞一 (亡) 山本 末光	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田648
山本 眞一	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小野田字池田423-3
小井手 信夫	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本164-1ほか5筆
森本 今朝次	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字榎鶴562-1ほか9筆
成田 一秋	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本208-2ほか11筆
成田 義富	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原388-1ほか3筆
成田 修一	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本216-1ほか2筆
成田 博義	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原437-4ほか1筆
成田 博義 (亡) 成田 良夫	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字五反田753-1ほか1筆
西村 光介	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原420-1ほか14筆
渡邊 孝司	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原399ほか4筆
小井手 剛	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原433-1ほか7筆
齊藤 ふさみ	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本192ほか2筆
笹原 明博	熊本市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原395ほか3筆
笹原 郁郎	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本184-1ほか2筆
山内 健次	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田643-4
山中 健二	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字五反田836-1ほか1筆
今村 良子 外2名	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原400ほか1筆
中村 二男	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字五反田765-1
後藤 美香子	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原430-1ほか3筆
西村 忠治 (亡) 西村 友次	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原425-6ほか7筆
宮崎 玲奈	東京都 港区	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小野田字池田388-1
森本 隆之	阿蘇市	農事組合法人	阿蘇市	阿蘇市小倉字榎鶴561-3

江藤 浩太郎	阿蘇市	あそ小倉 農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字塔ノ本213-2ほか7筆
井野 敬介 (亡) 井野 道徳	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字中原426-1 ほか8筆
宮崎 晴夫 (亡) 宮崎 政光	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田705-1
荒木 一正	熊本市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字前田622-1 ほか2筆
飯星 今朝一	山都町	田中 幸男	山都町	上益城郡山都町野尻字東前田 455
飯星 光栄	山都町	飯星 淳一	山都町	上益城郡山都町野尻字東前田 489
飯星 光栄	山都町	甲斐 正治	山都町	上益城郡山都町野尻字塔ノ尾 855ほか3筆
坂口 広範 (亡) 坂口 静一郎	山都町	七條 史弥	山都町	上益城郡山都町南田字前田4 1-1ほか1筆
坂本 信也	熊本市	坂本 幸誠	山都町	上益城郡山都町上寺字中野前 1446-12
佐藤 圭	人吉市	岩崎 美智男	水上村	球磨郡水上村大字湯山字中覚 井698ほか1筆
小林 昭十四	あさぎ り町	有限会社アグ リサービスあ さぎり	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字中 島1264-1ほか1筆
光永 久志	あさぎ り町	有限会社アグ リサービスあ さぎり	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮 野676-1ほか1筆
杉山 清三	あさぎ り町	株式会社あさ ぎり農園	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上北字ヌメ リ川2340-44
玉村 廣海	あさぎ り町	株式会社あさ ぎり農園	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字割地 1248-41ほか1筆
谷口 優子	あさぎ り町	富田 晃明	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田東字北 吉井2213-1ほか1筆
谷口 幸人	あさぎ り町	富田 晃明	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田東字北 吉井2211-1ほか1筆
桑原 一喜	錦町	尾里 勇一	錦町	球磨郡あさぎり町上西字西清 水103-78ほか3筆
田口 宏幸 (亡) 田口 次男	あさぎ り町	谷川 新二	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上北字田中 676ほか1筆
立花 元弘	あさぎ り町	福永 龍二	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字永 北1009-1
岩永 耕助	阿蘇市	笹原 真一	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字神楽田 3587ほか5筆
岩永 耕助	阿蘇市	農事組合法人 阿蘇紫伝会	阿蘇市	阿蘇市一の宮町中通字中原西 364ほか5筆
高木 正明	阿蘇市	石田 靖之	阿蘇市	阿蘇市一の宮町坂梨字産ノ平 1418-4ほか9筆
小林 勝広	阿蘇市	株式会社グリ	阿蘇市	阿蘇市一の宮町坂梨字芝原2

(亡) 小林 勝太		ーンライフ・ コガ		016
田島 和弘	熊本市	芥藤 真一	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字勇士2 26-1ほか1筆
岩下 和幸	阿蘇市	石川 友也	阿蘇市	阿蘇市波野大字新波野字背越 畑771-2ほか1筆
中川 康治	阿蘇市	岩下 誠子	阿蘇市	阿蘇市狩尾字下田代91ほか 1筆
板井 芳昭	阿蘇市	川瀬 貴法	阿蘇市	阿蘇市黒川字西浜590-1 1ほか10筆
工藤 尚美 (亡) 河田 ハル子	阿蘇市	農事組合法人 あそ黒千80 7	阿蘇市	阿蘇市黒川字千丁無田807 -380ほか4筆
工藤 尚美	阿蘇市	農事組合法人 あそ黒千80 7	阿蘇市	阿蘇市黒川字千丁無田807 -661
河瀬 千和子 (亡) 河瀬 幸喜	阿蘇市	河瀬 康雄	阿蘇市	阿蘇市乙姫字山西ノ下883 -1
河瀬 千和子	阿蘇市	河瀬 康雄	阿蘇市	阿蘇市乙姫字山西ノ下882 -1ほか3筆
鶴本 康雄	阿蘇市	山内 市男	阿蘇市	阿蘇市赤水字山西48-4
石田 千春	熊本市	山内 市男	阿蘇市	阿蘇市赤水字山西48-3
種子野 久光	阿蘇市	合同会社村上 農園	阿蘇市	阿蘇市永草字岩倉1228ほ ほか3筆
加藤 ツル子 (亡) 加藤 力也	阿蘇市	佐藤 哲治	阿蘇市	阿蘇市狩尾字中原110-1 ほか7筆
廣石 啓哉	熊本市	農事組合法人 水穂やまだ	阿蘇市	阿蘇市山田字水深222-1 ほか6筆
河津 哲郎	阿蘇市	山崎 重幸	阿蘇市	阿蘇市内牧字小松原1916 -1
森 誠二	阿蘇市	山崎 重幸	阿蘇市	阿蘇市黒川字上堀ノ口186 -3ほか6筆
澤田 功	御船町	澤田 幸樹	御船町	上益城郡御船町大字木倉字龍 ヶ鼻6501ほか10筆
徳岡 宏昭	御船町	永本 智裕	御船町	上益城郡御船町大字木倉字屋 尾7752
清村 泰	御船町	光永 則幸	御船町	上益城郡御船町大字小坂字山 形360
竹田 洋一	御船町	農事組合法人 ファーム吉田	甲佐町	上益城郡御船町大字陣字高下 999
永戸 厚信	御船町	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字滝川字塘 添717-1
徳岡 桂子	御船町	松岡 博	御船町	上益城郡御船町大字木倉字塚 町104
井芹 富美子	熊本市	白石 善博	甲佐町	上益城郡甲佐町大字横田字丸 山679
松本 ひとみ	熊本市	白石 善博	甲佐町	上益城郡甲佐町大字横田字丸 山680
竹田 洋一	御船町	農事組合法人 ファーム吉田	甲佐町	上益城郡甲佐町大字吉田字吉 田第三442-2

永田 正昭	芦北町	吉村 誠二郎	水俣市	水俣市袋字南志水1561-2
竹内 慎二	芦北町	吉村 誠二郎	水俣市	水俣市袋字桧木迫2573-46
篠田 多美子	水俣市	坂本 準也	水俣市	水俣市袋字永尾2208-273
山田 敏博	水俣市	坂本 準也	水俣市	水俣市袋字永尾2208-616
吉本 哲成	宇土市	濱納 亜里沙	水俣市	水俣市薄原字志水1011-4ほか5筆

2 認可年月日  
令和6年(2024年)12月23日

**熊本県公告第4号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)1月7日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社アグリ飽田	熊本市	熊本市南区会富町字土取1875-1

2 認可年月日  
令和6年(2024年)12月23日

**熊本県公告第5号**

牛深漁港の漁港施設用地における水産物加工事業者について、次のとおり募集する。

令和7年(2025年)1月7日

熊本県知事 木村 敬

1 募集の目的及び対象事業

熊本県が管理する牛深漁港区域内の本県が所有する用地について、漁港施設用地の有効活用を図り、水産物の振興に資する事業として、水産物加工事業を行う者を募集する。

2 事業のための用地の概要

- (1) 所在地 天草市牛深町字後浜3465番1
- (2) 土地所有者 熊本県
- (3) 面積 4,444平方メートル
- (4) 占用料 熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号。以下「漁港管理条例」という。)による。
- (5) 占用期間 10年を超えることができない。ただし、申請により更新は可能とする。

3 応募資格

事業に応募することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

なお、応募後にその要件を満たさなくなったときは、事業者に係る資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項第2号及び第3号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和7年(2025年)1月7日(火)から起算して1年前の日までに、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けた法人等でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- (4) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

4 募集日程

募集は、次の日程により行う。ただし、(5)の日程は予定であり、必要に応じて変更することがある。

- (1) 募集開始 令和7年(2025年)1月7日(火)

- (2) 現地説明会 令和7年(2025年)1月24日(金)
- (3) 質問事項の受付 令和7年(2025年)1月31日(金)午後5時まで
- (4) 応募書類の受付期限 令和7年(2025年)2月7日(金)午後5時まで
- (5) 事業者決定通知 令和7年(2025年)2月下旬
- 5 公告関係書類の配布  
公告関係書類は、令和7年(2025年)1月7日(火)から令和7年(2025年)2月7日(金)までの間に、インターネットの熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課のホームページ(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/97/>)から入手すること。  
ただし、これにより難しい場合は、次の場所で交付する。  
交付場所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課(熊本県庁本館10階)  
電話 096-333-2463(ダイヤルイン)  
ファクシミリ 096-381-8512  
メールアドレス gyokogyojo@pref.kumamoto.lg.jp  
交付期間 令和7年(2025年)1月7日(火)から令和7年(2025年)2月7日(金)までの日(熊本県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
- 6 利用申請書等の提出方法等
- (1) 受付期間  
令和7年(2025年)1月31日(金)から令和7年(2025年)2月7日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 提出方法  
応募書類は持参又は郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは、同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。)により提出すること。なお、郵便等による提出は、令和7年(2025年)2月7日(金)の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。
- (3) 提出場所  
書類は5の場所に提出する。
- (4) 提出にあたっての留意事項  
ア 書類の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、県は必要な場合において応募書類の内容の全部または一部を使用することができる。  
イ 提出された書類は返却しない。  
エ 応募のあった法人等の名称等は公表することがある。  
エ 書類や審査結果は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第7条の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、非開示になるものである。  
オ 受付期間後、応募書類の再提出又は差替えは原則認めない。  
オ カ 応募書類のほか、必要に応じ追加書類の提出を依頼する場合がある。
- 7 質問事項の受付及び回答  
公告関係書類の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。
- (1) 受付期限 令和7年(2025年)1月31日(金)
- (2) 受付方法 質問票(別紙1)に記入の上、5の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課ホームページにも随時掲載する。
- (4) 回答期限 質問を受付けた日の翌日から起算して5日以内(県の休日を除く)。
- 8 現地説明会の実施  
現地説明会を次のとおり実施する。なお、希望者がいない場合は実施しない。
- (1) 日 時 令和7年(2025年)1月24日(金)午前11時から
- (2) 場 所 牛深漁港漁港浄化施設前(熊本県天草市牛深町3466)
- (3) 申込方法 現地説明会申込書(別紙2)に法人等の名称、参加予定者(各法人等3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和7年(2025年)1月17日(金)午後5時までに5の場所に申込みすること。
- 9 提出書類  
応募者は次のとおり利用申請書等の書類を提出すること(別紙3)。
- (1) 利用申請書(様式1)
- (2) 利用計画平面図(利用箇所及び面積を示したもの)
- (3) 法人等の概要(様式2)
- (4) 会社の定款(任意様式)
- (5) 会社の履歴(任意様式)
- (6) 過去3年間の収支状況が明らかにできる書類(任意様式)
- (7) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がない法人等であることを証明する納税証明書

(8) 利用申請に係る宣誓書(様式3)

(9) 事業計画書(様式4)

(10) 資金計画書(様式5)

(11) 収支見込額(様式6)

書類提出部数については、正本1部、副本6部とする。

10 事業者の決定方法等

(1) 事業者の決定方法

漁港施設未利用地活用事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、利用希望者の事業計画等を次の(2)の評価基準に基づいて各委員が評価を行う。さらに県において、評価結果と経営状況等を総合的に勘案して事業予定者を決定する。

(2) 評価基準

	評 価 項 目	評 価 の 視 点
1	事業実施体制	事業を行うにあたり、十分な体制となっているか。
2	設備投資及び額	事業目的を効果的に発揮させる設備投資及び額となっているか。
3	資金計画	実現性のある資金計画となっているか。
4	収支計画	実現性のある収支計画となっているか。
5	地域への貢献	地域の活性化に寄与する提案となっているか。

(3) 事業者決定の通知及び非選定理由の説明

ア 結果の通知

事業者の決定結果については、応募書類を提出したすべての応募者に通知する。

イ 非選定理由の説明

事業者として選定されなかった者に対しては、その旨とその理由を通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日間(県の休日を除く。)以内に書面(任意様式)により非選定理由について説明を求めることができる。なお、その回答については、非選定理由について説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日間(県の休日を除く。)に書面により行う。

(4) 評価対象の除外等

応募者が次のいずれかに該当する場合は、本件募集の審査の対象から除外する。また、事業者として決定されたものが、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取消す。

- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
- イ 選定委員会委員に個別に接触したとき。
- ウ 書類の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 書類の提出後に事業計画を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

(5) 選定委員会による審査の日時と場所  
利用希望者に対して別途通知するものとする。

11 占用許可の手続き等

事業者は、次に留意して占用許可申請を行うこと。

(1) 事業者の決定は、あくまでも募集をした土地に優先的に占用許可申請ができる権利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するものではない。

(2) 事業予定者は事業者決定の通知を受けた後、速やかに漁港管理条例第13条に基づく占用許可申請を行うこととする。また、許可を受けた日以降、事業着手できるものとする。

12 応募に当たっての留意点

(1) 事業者は、占用許可を受けた日から1年以内に水産物加工事業に着手しなければならない。

(2) 占用許可に当たっては、申請者に対し次の条件を付す予定である。

- ① この許可に係る占用に起因して既設工作物又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに報告するものとし、この許可を受けた者の責任においてこれを処理すること。
- ② この許可に基づく権利は、他に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ この許可は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を取消し又は変更することがある。
  - ア 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「漁港法」という。)、漁港管理条例又は前各号の条件に違反したとき。
  - イ 公益上又は漁港保全若しくは漁港維持管理上必要があると認められるとき。
  - ウ 占用料を指定期日までに納入しないとき。
- ④ 許可期間が満了したとき、又は許可を取消されたときは、直ちに原状回復を行い、検査を受けること。
- ⑤ 許可期間が満了後も継続して占用する場合においては、更新の申請書を許可期間満了日の1月前までに、占用を廃止する場合においては、廃止届を速やかに提

- 出すること。
- ⑥ 漁港法及び漁港管理条例を遵守すること。
- ⑦ 行為(占有)目的以外の行為(占有)及び工作物等の増改築等をしないこと。
- (3) 事業により発生する汚濁水については、牛深漁港漁港浄化施設に接続の上、適切に処理すること。
- なお、当該接続に係る費用及び毎月発生する施設使用料については、事業者の負担とする。
- 13 その他
- (1) 必要に応じて、書類の内容について提出者から聞き取り調査を行う。
- (2) 3の応募資格のない者により提出された書類は無効とする。
- (3) 募集への参加に要する一切の費用は応募者の負担とする。

**熊本県公告第6号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)1月7日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字前田853番13及び同853番15の一部  
2,090.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目8番40号Amitie1F  
合同会社SHELL

**登載依頼****有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

令和6年度(2024年度)有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会(有明地域健康危機管理推進会議)の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和7年(2025年)1月7日

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
令和7年(2025年)2月10日(月)午後2時30分から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県有明保健所 2階会議室(玉名市岩崎1004-1)
- 3 議題(予定)
  - (1) 報告
    - ・管内における救急搬送の状況について
    - ・第7次有明地域保健医療計画(救急医療)(災害医療)について
    - ・第8次熊本県保健医療計画(救急医療)(災害医療)(健康危機管理に関する体制)について
  - (2) 協議
    - ・健康危機対処計画について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催前日までに事務局へ連絡を行う。
  - (2) 予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (3) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
玉名市岩崎1004-1  
有明地域保健医療推進協議会事務局(熊本県有明保健所総務福祉課内)  
(電話0968-72-2184)